

特 集

Sir David Tweedie 前IASB議長に聞く ~日本のIFRSアドプション決定への期待とIASB議長を退任して~

スコットランド勅許会計士協会 (ICAS) 会長 Sir David Tweedie
 前・国際会計基準審議会 (IASB) 議長

日本公認会計士協会会長 やまざき しょうぞう 山崎 彰三

日本公認会計士協会副会長 せきね あいこ 関根 愛子

日本公認会計士協会専務理事 きのした としお 木下 俊男



左から、関根愛子氏、山崎彰三氏、Sir David Tweedie、木下俊男氏

Sir David Tweedieが、日本公認会計士協会による「公認会計士の日大賞・特別賞」の受賞に合わせて来日した機会をとらえ、本誌は、2012年7月3日にインタビューを実施した（当日、併せて実施した講演会の模様は本誌63頁に掲載）。

インタビューでは、IFRSに関する事項のほか、現在のスコットランド勅許会計士協会会長としての活動、さらには欧州や米国で議論されている監査改革の意見などについてお話いただいた。

当日の講演会の模様と併せて、ご一読いただきたい。

I はじめに

山崎 日本公認会計士協会 (JICPA) にお越しいただき、ありがとうございます。今日は、いろいろとお話したいと思います。

さて、約10年前、国際会計基準審議会 (IASB) が設立された際、日本では従来の企業会計審議会のまま

では対応できないので、それとは別に企業会計基準委員会 (ASBJ) を設立しました。ただし、企業会計審議会は存続し、日本の会計フレームワークの基本方針を決定しています。現在、大きな問題となっているのが、「日本企業に国際財務報告基準 (IFRS) をどのようにアドプションするか」です。これは企業会計審議会の管轄です。私は同審議会の臨時

委員ですが、御存じのように前の金融担当大臣の発言もあり、同審議会での検討には、まだ悪戦苦闘しています。

II IASB議長退任後の現状

関根 早速ですが、質問させていただきます。まずは、IASB議長を退任されていかがです

か。また、現在はどのようにお過ごしでしょうか。スコットランド勅許会計士協会（ICAS）の会長を務めていらっしゃると思いますが、そのほかにどのような活動をされているのでしょうか。

Tweedie すべてをまとめる前に任期が終了したことは残念でした。それについては非常に不満でした。プログラムが完了しないであろうとは数か月前から分かっていましたが、それは心残りでした。とはいえ、もう政治家を相手にしなくてもよくなることについては、少しホッとしています。それに関してはもう一度やりたいとは思いません。

基準設定は非常に政治的になりつつありました。特に、ヨーロッパとの間です。私が日本にIFRSをアドプションしてほしかったのは、そのためです。日本にはその点で助けをほしいと思っていました。

現在、私は、ICASの会長に就任しました。山崎さんのように任期が3年ではなく、1年のため、思ったよりも忙しいです。私は国中を移動していましたが、40年前に一緒に教育訓練を受けた多くの人と会う機会がありました。彼らと会ったのは40年ぶりです。これは非常に嬉しかったです。

一方で、さまざまな問題も生じています。例えば、監査についてですが、英国では監査が大きな問題になっています。私は以前、英国の監査基準委員会の議長を務めたことがあるため、会計基準審議会（英国ASB）に紹介されたのですが、監査の問題にまた関心を向けているのは素晴らしいと思います。他にも、バッキンガム宮殿で女王陛下の監査委員会の議長を務めています。

関根 それは興味深い話ですね。

Tweedie 王室は、政府から補助金を受け取っており、その会計が必要です。私は、その会計を監査する委員会の議長を務めています。そのため、バッキンガム宮殿に行かなければならないのです。もし間違えたら首をはねられるかもしれませんね。また、エディンバラ大学とケンブリッジ大学で教えています。他にも、大規模な慈善団体の会長も務めています。実際には、時間がまったくありません。これは予想とずいぶん違いましたね。そして、移動もかなり多いです。私は国際会計士連盟（IFAC）の指名委員会のメンバーをしていて、7週間のうちに5回もアメリカに行きました。出張が多い生活は終わったと思ったのですが、また出張ばかりしています。飛行機は構わないのですが、空港が嫌いです。

関根 これまでのイメージから、IFRSに関係することをされていると思っていました。

Tweedie 辞めるときは前の仕事をきっぱり辞めた方がよいと思ったのです。そうでなければ、常に干渉してしまうことになります。それは問題です。

Ⅲ IASB議長としての成功と苦勞

関根 IASB議長として、最も成功したこと、最も苦勞したことは何でしょうか。

Tweedie 最も成功したことは、多くの国がIFRSを受け入れるようになったことだと思います。日本がIFRSの導入を少し先送りしてしまったことは残念でしたが、日本が決定を下せば、アメリカに対して大きなプレッシャーを与えられると思いま

す。もし、決定を先延ばしにすれば、アメリカの力がより大きくなるでしょう。これは問題の1つです。アメリカは、「私達を待っている国がたくさんある」と思うことができるのです。もし、他の国がIFRSのアドプションを先に始めれば、アメリカは熟慮しなくてはならなくなります。私はある意味で、今後の動向の多くは、日本が鍵を握っていると思っています。私は、日本にはIFRSをアドプションしてほしいと思っています。それによって、中国にも一言一句アドプションするようにプレッシャーを与えることができるからです。

木下 今、おっしゃったことは非常に興味深いです。日本が、IFRSのアドプションでアメリカに先んじるべきだという点です。中国やインドにも大きな影響を与えます。これは非常に大きな声明です。日本は考えるべきです。

Tweedie 日本にはアドプションしてほしいと思っています。日本にIFRSのアジア・オフィスを置くことにした理由もそこにあります。私達は日本がこの地域のリーダーだと考えているからです。だからこそ、アメリカが決定を先送りしたとき、私達は非常に失望したのです。アメリカの一部の問題は、率直に言って、「アメリカが一番で、ロンドンの人に指図されたくない」というようなアメリカだけは別だという考えを持っていることです。最終的には、アメリカがIFRSを受け入れることは、ほとんど避けられないことだと思っています。アメリカの財務省がそう望んでいます。米国証券取引委員会（SEC）は、決定を下すために選挙後まで待つと思います。SECも内部は非常に政治的で、非常に多くの課

題があります。少し残念です。

しかし、日本がIFRSの使用を決定すれば、アメリカに対してプレッシャーをかけることができます。いずれにせよ、いつかはIFRSをアドプションすることになるのです。

IFRSで報告する選択肢を使用する多くの企業があります。大手企業がIFRSに移行しつつあります。これによって違いが生まれてくるでしょう。また、同じ市場に3つの異なる会計基準（日本基準、US GAAP、IFRS）があるのはおかしいです。3つあるのは日本だけです。

関根 企業会計審議会でも、昨年6月以来、盛んに議論が行われているのですが、同様のコメントの繰返しになっています。日本では、目の前にあることをいろいろと議論していて、変化を起こすことが難しい状況です。日本はもっとグローバルな視点で、そして将来に目を向けて考えるべきですね。

Tweedie 日本はとても控えめですね。アメリカと違い、あまり自己主張がありません。実際、アジアは日本がリーダーシップを取ることを求めていると本当に思います。日本がかなりの部分で鍵を握っています。中国が完全なアドプションに最初に動く可能性はおそらくないでしょう。今のままでいると思います。インドはまともきらないでしょう。ある意味で、日本はプレッシャーをかけることができる位置にいます。アメリカは世界最大の経済国ですが、日本は第3の経済国ですので、アメリカは日本が決断すれば考えざるを得ない状況に追い込まれるでしょう。

関根 日本でアドプションするために行うべきことが多くあります。検討すればするほど難しい状況です。

Tweedie 問題は連結財務諸表にあるわけではないと思います。ヨーロッパでは連結財務諸表に限ってIFRSを使用していますが、連結財務諸表に使用することは問題にはなっていないと思います。個別財務諸表上で税金の問題に対処することはそれぞれの国に任されています。個別財務諸表に関しては、それぞれの国が好む会計システム（日本基準を含む）を引き続き使用することができます。



ICAS会長／前・IASB議長
Sir David Tweedie

IV EUのIFRSへの対応

関根 次に、リーマン・ショック後の欧州連合（EU）のIFRSへの反応に対する対応についてお伺いしたいと思います。

Tweedie 金融商品の区分変更の問題²に対応した直後、おそらく2週間か3週間後だと思いますが、欧州委員会（EC）が会議を開催しました。私達に対する彼らの反応は、「踏み込んでくれてありがとう。これ以上は結構です」というものでした。そして、私達が行ったことに対して満足しているかどうかを確認するために別の会議が開催され、約2週間後、その会議からのメッセージを私達は受け取りました。「これと、

これと、これはやらなければならない」という、まったく別の内容の手紙を受け取ったのです。

山崎 それは面白いですね。

Tweedie Barnier氏がECの委員（域内市場・サービス担当）になったとき、6週間後に私に会いたいと言ってきました。彼は、「あなたに会いたかったのは、あなたがヨーロッパ大陸で最も嫌われている人物だからだ」と言っていました。私は、「それは当たっているかもしれませんがね」と答えました。さらに彼は、「自分はロンドンで最も嫌われている人物だ」と言い、「それは当たっています」と私は言いました。それが、Barnier氏との出会いでした。

V 現在の欧州経済危機と会計基準の関係

関根 IASBの前議長として、現在の欧州の状況についてどのように思われますか。

Tweedie 本当の問題は、長い間あったもので、金融商品の減損の議論だと思います。というのも、フランスの銀行は多くのギリシャ国債を保有しています。英国の銀行はそれほど多く保有していませんが、フランスの銀行に対し債権を持っていますので、その余波を受けますし、アイルランドに対しても同様です。私達が問題だと感じたのは、貸付金の減損を始めようとしなかったこと、現在の状況を受け入れることができなかつたことです。貸付金の少なくとも一部は返済されないことが分かっていたにもかかわらずです。

そのため、私達は減損基準を厳しくする必要があると考えるようになりました。というのも、銀行その他は減損基準を適切に使おうとしない

からです。そのままだでも問題はありませんでしたし、問題があるという理由もありませんでしたが、基準では引当を行う前に「何かが起こらなければならない³」とされています。これは理由なく引当を行うことを阻止することが目的でした。例えば、利益操作を行い、業績が悪化したときに過度の引当を取り崩すということがないようにするためです。これが発生損失モデルの存在意義です。金融機関は「まだ決定的には起こっていない」と言いましたが、現在の基準書ではそのように定めておらず、「減損の兆候があれば引当を行う」と定めています。金融機関は引当を行いませんでした。そのため、既に金融商品の減損基準は、金融危機対応プロジェクトのアジェンダとして既に入っていました⁴。そして、私達は米国財務会計基準審議会（FASB）に対し、ギリシャは破綻するから、2011年までに金融商品の減損について、その答えを出さなければならないと言いつけました。

VI 米国・日本の動向

関根 日本とアメリカでのIFRSのアドプションについて、何かありますでしょうか。

Tweedie 私は、日本がアメリカに大きな影響を与えられると思っています。中国も考えざるを得なくなるでしょう。日本がアドプションすれば、他の国も後に続くでしょう。あと一步というところまできているのですから、最後までいくのは難しいことではありません。そして、両国がIFRSをアドプションすれば、インドは「私達の問題は違う」と言いつけていますが、問題はまったく

同じであり、インドは大きなプレッシャーにさらされます。

IFRSに関する他の地域としてアジア・オセアニア基準設定主体（AOSSG）があります。日本はAOSSGの中で大きな影響力を持つことができます。日本にとってオーストラリアはよい同盟国になるでしょう。あと、中国と韓国です。マレーシアもよいですね。日本を含む5か国が国際的に大きな影響を持つことができます。

ラテンアメリカでも、ラテンアメリカ基準設定主体グループ（GLASS）が設立されましたが、AOSSGをモデルにしたものです。意見を伝える方法として最適だと思ったからです。個々の国が主張したところであり力にはなりません。多くの国が特定の意見を主張すれば、大きな影響を与えることができます。私だったら、例えば、「リスクからの解放」、「のれんの償却」などについて主張したい意見は、すべてAOSSGに集めます。各国を説得できれば、変化を起こせる可能性が高いでしょう。説得できなければ、数で上回れるか、意見が孤立するかを考えなければなりません。

関根 開発費については、ASBJが調査研究を実施しました。

Tweedie 開発費も、もう1つの問題ですね。それに関して、IASBが現在の立場に必ずしも固執するとは思いません。判断により全額費用処理することに強い主張があります。多くの企業が全額費用処理し、それらの企業は、「今後、開発費が回収できるかどうか分からないので、全額費用処理する」としています。そうすると、全額費用処理する方法を採用するのと変わらないことになり

ます。これに対する反対意見はそれほどないと思います。

関根 そうですね。

Tweedie 同じ意見を持った国を集めることができれば、変化を起こせるでしょう。

VII 再評価会計と公正価値

山崎 次に会計の論点についてお伺いします。私が学生だった頃、ヨーロッパ及び英国が、固定資産について再評価会計を採用したと習いました。その後、私は職業会計士になりました。10年以上前に国際会計基準委員会（IASB）に参加したとき、公正価値に関して大きな議論が行われていました。こうした概念はどう説明しますか。再評価、カレントコスト（現在原価）、そして公正価値です。これらは似ているという人もいますが、私の理解ではまったく異なるものです。



日本公認会計士協会会長

山崎彰三氏

Tweedie 再評価に関してですが、これは実際には関係する不動産だけのものです。本日の講演で話したように（本誌63頁）、企業買収のために、誰かが、例えば、100万ポンドを支払ったとします。しかし、不動産だけで500万ポンドの価値があり、

株主はそれに気付いていないとします。当時は、不動産の時価の開示規定はありませんでした。企業が安く買収されないようにするために、大きな価値のある原資産を明らかにする方法があると考えました。それはまったく任意のものでした。

また、再評価されたのは、ほとんど市内のオフィスで、工場の再評価はありませんでした。もしかしたら、1つや2つはあったかもしれませんが、いずれにせよその数は非常に少なく、ほとんどが価格の高い市内にあるオフィスでした。当然のことながら企業もそれを好みました。純資産が良くみえるからです。再評価剰余金が表示されましたが、不動産を売却しそれを実現することができました。ただし、再評価益を利益に計上することを認めたことはありません。リサイクルの問題も出てきました。英国では、再評価益を利益で認識しません。公正価値の概念が登場した際、定義を変更したのです。

カレントコストが用いられていたのは1970年代です。インフレ会計を始めようとしたとき、単純に小売物価指数を用いようと思いました。しかし、製造業のインフレの方がずっと高いことが分かりました。そのため、棚卸資産を小売物価指数で調整すれば誤った数値が導き出されることとなります。利益は出ているけれどもお金はないという状態になりますから。それで在庫と固定資産に関しては再調達原価を用いることにしたのです。すなわち、カレントコストです。しかし、これはインフレが終わると同時に終わりました。実際には、インフレが終わるころまでには新基準の用意ができましたが、そのときには誰も使用しなくなかったの

で、カレントコストは廃止されました。今ではまったく残っていません。実際、あえてインフレ会計を持ち出すことはしないでしょう。

次に公正価値の議論ですが、英国でもほぼ同じでした。IAS第39号「金融商品：認識及び測定」が導入されるまで英国に公正価値の概念はありませんでした。2、3の投資と再評価されている投資不動産に対してはありましたが、再評価と同じようなものですから、投資不動産について気にする人はいませんでした。しかし、IAS第39号によって英国で議論が始まりました。2、3人の学者を除いては、(すべての金融資産を公正価値評価し、差額を損益に計上する)全面公正価値会計を支持する人はいません。ちなみに、日本の慎重派の意見⁵はとても興味深いですね。私たちが行っているのはバランスシート・アプローチだと指摘していました。彼らは企業価値評価を問題にしていました。バランスシートで企業価値を評価するなんて、一度も試したことがありません。私達は、「もし資産の定義付けを優先すべきでないと考えるのであれば、費用の定義を教えてください」という話をすることがよくありました。その場合、費用とは、「将来の価値はゼロである」とは言わないでほしいと。資産の定義は、「将来に価値があるもの」ですから。将来の価値がないという事実に戻らずに費用を定義付けることは、事実上不可能です⁶。そんなことはほぼ不可能です。これが資産の定義を決めた唯一の理由です。ただ、この議論はいくつかの問題をもたらし、損益計算書を擁護する主張になります。資産でなければ、損益計算書上、費用にいかざるを得

ません。この論理ではバランスシート上、繰延費用は計上できません。繰延費用がなぜ資産なのか説明しなければならぬ。でもこれは、企業評価とは関係がありませんね。資産をすべて取得原価で計上しても、バランスシート・アプローチは達成できます。

関根 本日の講演会でのバランスシート・アプローチの説明はとても簡潔でしたが、一部の方は、バランスシート・アプローチに公正価値評価の話も含めて考えているようです。



日本公認会計士協会副会長

関根愛子氏

Tweedie そうですね。日本の慎重派の方々にも、今日の講演会に同席してほしいと思っていたのですよ。ヨーロッパにも、私達が全面公正価値会計を目指していると主張する人がいました。というのも、それまで公正価値で評価する資産はほとんどありませんでした。そこにIAS第39号が導入され、より多くの資産が公正価値で評価されました。率直に言うと、IASBメンバーの1人も公正価値についてばかり話していました。

木下 日本では比較ばかりですね。例えば、貸借対照表アプローチと損益計算書アプローチ、公正価値会計と取得原価会計のように比較するだけです。

Tweedie 実は、私達は、純利益に関しては日本の意見に同意しています。財務諸表表示プロジェクトでは何人かのボードメンバーが純利益を廃止しようとしていました。しかし、これがIASBで決議されるのはあり得ないことでした。私達は、反対票が9票⁷であることを彼らに伝えなければなりません。可決には程遠い状態でした。しかし問題は、人々が「純利益を廃止するのですよね」と言い始めたことでした。それはあり得ないことでしたし、純利益を廃止するのに十分な票はまったく集まっていませんでした。2、3票の支持はあったかもしれませんが、それでおしまいです。私も、損益計算書がなければならないことは完全に同意します。問題は、何が純利益やその他の包括利益に含まれないかです。しかし、「純損益に含まれないと記されていないものはすべて純損益に含める」という規則にすべきです。

VIII ICASの課題

山崎 今、ICASの会長を務めていらっしゃるようですが、ICASのために行うべき、最も重要な仕事とは何ですか。

Tweedie 私達はまだIFRSの普及についての話もしていますので、アメリカにいるときはIFRSを採用するよう主張していきます。米国公認会計士協会（AICPA）とICASとの間で最近会議がありました。その時、私はFASB前議長のBob Herz氏と一緒に、アメリカに対し決断するよう促しました。ほかに重要なのが、監査です。監査の問題も米国公開企業会計監視委員会（PCAOB）とEC

のBarnier氏の間で話し合われていますが、この件は後ほどお話ししましょう。

それ以外に、今、2つ取り組んでいることがあります。私が会計士の研修生だった頃、最初に会計サービスを担当したのがグラスゴーにある繊維業を営む家族経営の小さな会社でした。その会社は父と息子が経営しており、生活はできるものの、それほど儲けはない状態でした。でも生活するには十分でした。確か20名ほどの従業員がいたと思います。これが会計士として最初のシニアの仕事でした。私が担当した最初の年に、利益がこれまでの6倍と算定されました。初めての仕事でしたから、自分が間違いを犯したのだと思いました。そのため、もう一度最初から算定し直しました。それでも利益は6倍のままです。するとパートナーが、「このまま通すわけにはいかない。何が起こったか見付けなければならぬ」と言いました。そこで、私はもう一度調査しました。理由は比較的単純なものでした。彼らは2つの商品しか作っていませんでしたが、実は1つの商品の利益率がとても小さく、もう1つの商品の利益率はとても大きかったのです。今まで彼らは利益率の小さい商品ばかりを作っていました。しかし、原料が不足するようになり、もう1つの商品を作らざるを得なくなりました。そして利益が跳ね上がったのです。そのとき、私は思いました。彼らは、私達が会計サービスを担当したことで利益が増えたものと誤解していましたが、私達は毎年その会社に赴き、項目をチェックし、仕事を終えても、実際に何が起きているか何も見ていなかったのです。そこで今、私達は

後輩の会計士に対し、「ビジネスがいかにもうまくいっているかを見えますか？ 報酬にこだわらずにクライアントに2、3時間の経営管理のアドバイスを提供してはどうですか？ もし、それがうまくいけば、ずっと多くの成果がもたらされますよ」と言うようにしています。中小企業の成長を支援することです。そこに英国の成長があります。大手の多国籍企業ではなく、中小企業です。

そして、もう1つ取り組んでいるのが基金の設立です。私達は大学を卒業していますが、不況になると、大学に行きたくてもお金がなくて行けない若者がいることが分かってきました。家族には、今、お金が必要で、大学を卒業してお金を稼ぐまで待てないという状態です。そこで、私達は、会計士を目指す研修生のほんの一部にすぎませんが、大学に進学できない子ども達を手助けすべきか考えることにしました。他の人より時間がかかるかもしれませんが、彼らのために試験を変えるようなことはしません。彼らも試験にパスする必要があります。家族の誰も大学に行ったことがなく、お金も十分ではない。その地域の周りの学生に流されて、ドロップアウトしてしまう。そのような貧困街出身の子ども達が大学に進学できるよう手助けできるかどうかを考えています。ICASのAnton CEOが教頭を務めていたときの話を教えてくれました。これまでで最も成績の良かった2人の生徒が、会計の勉強をするためグラスゴー大学に入学しましたが、2人とも1年のときに同級生や家族、経済的なプレッシャーが原因で大学を退学してしまった話です。そのような生徒を卒業させるために、どのような手助

けができるでしょうか。例えば、メンバーに2か月に一度面会させたり、奨学金を出すべきかもしれません。何とかして貧困地域に住む子ども達が卒業できるようにして、会計士の裾野を広げたいと考えています。これも、今年、取り組むことの1つです。

木下 ICASの基金なのですか。

Tweedie はい。ICASの基金です。若者たちを手助けするために使う予定です。私達が実行しようと検討していることの1つに、南アフリカでの取組みがあります。例えば、そのための寄附金が5ポンドとしますと、この5ポンドを含めて会費を徴収し、もし払いたくなければ、5ポンドを差し引いて残りを支払えばよいとするものです。2万人の会員がいれば、全員が支払ったとして総額で年10万ポンドになります。私達も、貧困地域出身の若者たちを助けるために基金を設立できないか検討しているところです。子どもの数はあまり多くなく、大体、各年度で20人くらいだと思いますが、全員の奨学金を出せば、それなりの金額になります。それが今年実行しようとしていることの1つです。

木下 奨学金はスコットランドの子どもにいくわけですね。

Tweedie 必ずしもスコットランドというわけではありませんが、英国内在住者になるでしょう。また、英国で勉強する外国の子どもの可能性もあります。そのような子どもがいて、貧困地域の出身者であるという条件を満たせば、支援する予定です。彼らには会計を勉強してほしいと思いますが、中には大学に行って、まったく違うことを勉強する若者もいるでしょう。それでも彼らを支援する予定です。私達はこれを「返済

(paying back)」と呼んでいます。これまで、よい仕事に就いてきましたので、今度は社会に返済します。私達は多くのお金を要求しているわけではありません。基金は、今後、関心を集めるでしょう。おそらく秋頃に立ち上げます。

木下 とても良いアイデアですね。非常に良い活動です。今回のJICPA特別賞の賞金もその基金に寄附されるのですね。

Tweedie そのとおりです。JICPAのご厚意によって、何人かでもそうした子ども達を支援していくつもりです。

一方で、私達は、最近、プロフェッションとは何かについて話し合っています。私達は非常にショックを受けています。銀行では一体何が起きているのでしょうか。誠実さがないようにみえます。それについてみていけばみていくほど、変化を推し進めることができるのは、会計の専門家ではないかと考えるようになっていきます。私達は、そのための訓練を受けています。私達が今年行った取組みの1つをご紹介します。私達は、資格取得セレモニー (Admission Ceremony) というものを行います。「卒業」とは呼びません。卒業は終わり、資格取得は始まりです。資格を取得した時点から、一生、CPA又は勅許会計士になるのです。要するに、今後、何をしようとも、ICASが監視し続けるということです。何かとても間違ったことをすれば、資格は剥奪されます。

私達は、医学生がするように、勅許会計士の資格を取得した新人全員を起立させ、宣誓をさせました。宣誓の内容は、「私は、誠実さと客観性を持って、公共の利益を守り、倫

理規程に従うことを誓います。個人として、そして職業人としての私の評判や、組織、あるいは勅許会計士全般の評判を汚すような行いはしません」といったものです。この宣誓を、Anton CEOはポケットに入れて持ち歩いています。私達は、資格を有するすべての勅許会計士も起立させ、これを言わせます。これは、なかなか興味深いイベントでした。これを行ったのは今年が初めてですが、今後は毎年行う予定です。とにかく、公共の利益が一番大切であるということをお出しさせることが目的です。こちらでは、ビジネスの道德水準が低下しつつあり、誰かが「これではいけない、もっときちんとやらなければならない」と言わなければならないかもしれません。税金逃れが数多くみられるのですが、ICASの会員の一部がそうしたスキームを考えているのです。私達は、それを即刻やめるよう言っています。このように法外な税金逃れのスキームを考え出し続けるのを、見逃すわけにはいきません。それにより、より貧しい人達が払わなければならないのですから。これは結構楽しいですよ。このようなスキームを作り出した人達を懲らしめるのです。

関根 私がIFACの国際会計士倫理基準審議会 (IESBA) のメンバーだったとき、プロフェッショナル・アカウントの定義についての議論を行いました。IFACはプロフェッショナル・アカウントの定義を広げることなどに関心を寄せていたと思いますが、当時、IESBAでは、定義が広がった場合の倫理規程への影響について議論していました。私はそのとき、倫理規程を変更する必要はないのではないかと言いました。

倫理規程を変更するのであれば、プロフェッショナル・アカウンタントとは何なのかという議論になると思います。私の理解では、プロフェッショナル・アカウンタントとは、倫理規程に従うことが条件になると思います。言い換えれば、倫理規程は、そうした基準でなければならないのです。プロフェッショナル・アカウンタントが従うような倫理規程になっていないのであれば、倫理規程を変更しなければならないと思います。プロフェッションとは何かという説明を聞いて、そのことを思い出しました。これは概念ですので、実際にはとても難しいのです。

また、今、私達は、「CPAとは何か」を考えているところです。関連するペーパーの草稿を作成しました。

Tweedie それは読んでみたいですね。

山崎 日本の公認会計士は、市場の民主化のため、第二次大戦後に政府によって制度化されました。公認会計士は国家資格です。それから70年経った今、それによって問題が生じています。というのも、私達は、金融庁によって規制されているからです。金融庁の企業会計審議会の監査基準は、戦後、上場企業の監査をするために作られたものです。それ以外に対象を広げるのは難しい面があるのです。

Tweedie それは知りませんでした。

関根 市場として、監査人が必要だったのです。英国とは歴史的経緯が異なります。しかし、現在では、日本においても公認会計士の活動が期待されるいろいろな分野がありますので、私達は何とか変化させようとしています。システム自体が、上場会社の監査の必要性のために立

ち上げられたものであるという問題があります。

Tweedie 私達も規則を変更しています。英国の会計士資格は、会計士が一緒になって始めたものですから、その背景は異なります。英国の会計士は、いわゆる勅許を受けます。そのために勅許会計士と呼ばれているのです。基本的に、政界の長老による規則の承認は必要ですが、それは比較的ハイレベルの話で、規則に基づくすべての詳細なレギュレーションを変更することができます。一般的に、政府が私達に干渉することはありません。私達が何か間違っただけをすれば、政府も介入し、規制しようとするでしょうが、基本的には政府からは独立しています。

山崎 日本では通常、監査とは公認会計士による上場企業を中心とした法定監査を意味します。それ以外の企業が監査を求めることは、あまりありません。

Tweedie 英国では、小規模の企業（売上650万ポンドかつ総資産326万ポンドの企業）は、監査から免除されています。免除対象の企業を増加させようとするプレッシャーがあります。もちろん、その論拠は、企業が銀行から融資を受けたい場合、銀行が監査を望めば、企業は監査を受けることになるだろうというものです。

木下 私の理解では、英国では、商法あるいは会社法により、すべての企業に監査が要求されていますよね。

Tweedie そうでしたが、非常に小さい企業は免除されることになりました。いわゆる家族経営会社（mum and dad companies）です。税務署は、このことを心配しています。このような企業のことをあまり信用し

ていないでしょう。

木下 日本では、銀行などの貸手も融資に際して監査報告書を要求しません。



日本公認会計士協会専務理事

木下俊男氏

Tweedie 最近の監査の問題は興味深いですね。金融危機のときに、問題が表面化しました。継続企業の問題に関する問題は事前に示唆されませんでした。企業はどのようにして破綻したのでしょうか。私達は、PCAOB議長のJames Doty氏とボードメンバーのSteven Harris氏とも話しました。そしてもちろん私達は、Barnier提案⁸を受けています。

これらが起こる前、ICASは、「保証の将来（Future of Assurance）」を検討していました⁹。私達が衝撃を受けたことの1つは、監査報告書は変わらなければならないと確信したことです。現在の監査報告書の問題は、基本的に、「適正表示か否か」しか示していないことです。良い監査と悪い監査を区別することはできません。

例えば、PCAOBが注目していたのが、不良資産救済プログラム（Troubled Asset Relief Program）です。これを利用した企業の1つが、初年度の監査報酬は1億ドルを超えていました。しかしながら、2年目

の報酬は約2億ドルで、この時、何か問題が生じていることは明らかです。しかし、1年目と2年目とで、監査報告書の内容は一字一句同じだったのです。つまり、報酬は2倍だったのですから、重大な問題があったのは明白だったにもかかわらず、それが何か、何の兆候もなかったのです。

これはプレッシャーとなり、監査報告書を変更すること、あるいは、監査委員会が監査委員会報告書を出し、監査人がその監査委員会報告書にコメントをすることは、おそらく最終的には国際的な流れになるだろうと思います。見積り、仮定について、議論になった事項等、何が問題となったのかを述べるのが求められることになるでしょう。また、監査委員会及び監査人は、継続企業の基礎となる仮定を明らかにするよう求められることになると思います。

破綻した大手銀行のノーザンロック銀行では、銀行間市場から借入を行っており、負債の4分の3が3か月以内に償還期限を迎えることは財務諸表から明らかでした。ちなみに貸付の期間は25年でした。そのため、銀行間市場が冷え込めば——実際に冷え込んだのですが——銀行が破綻することは明らかでした。これは仮定でしたが、明らかにはされていませんでした。もし、これが表に出れば、人々は、「これはリスクが高すぎる。この金融機関には投資はしない」ということができたでしょう。少なくとも、それを知ることができたのです。確かに、銀行間市場が冷え込んだことはこれまでなかったので、この仮定は合理的ではありませんでしたが。とにかく、この仮定を目に見えるようにすることは極めて重要です。

もう1つの大きな問題が、多くの不安です。というのも、英国では、監査人が大手企業のクライアントを担当する平均期間は48年です。人々は、これは親密な関係すぎるといいます。このように親密な関係になっているのには2つの理由が考えられます。1つは、監査人が経営者の言いなりになっているという、悪い理由からです。もう1つは良い理由で、監査人が非常に厳格で、監査委員会がそのような厳格な監査人を選任し続けたい場合です。しかし、だからこそ、新しい報告書が役立つ可能性があるのです。英国では、10年ごとに監査を入札にすることが要求されることになると思います¹⁰。監査人を変えなければならないということではありませんが、監査人を変えない理由、又は変える理由を説明しなければなりません。また、5年後には主要株主が監査人のパフォーマンスをレビューすることも提案（保証の将来）では述べています。このように、必ずしも監査人を強制的にローテーションすべきだということではないのですが、少なくとも強制的に再入札を行うことを検討するなど、多くのプレッシャーがあります。今後、いろいろな点が変更されていくと思います。

木下 監査事務所の強制ローテーションの議論に関連して、私の理解では、他の事項についても議論されていますよね。1つは監査事務所の強制ローテーション、もう1つは共同監査(joint audit)、そして、もう1つは分担監査¹¹(shared audit)です。ヨーロッパ、EUでは、それらの事項について現在どのような進展、又は議論がありますか。

Tweedie 共同監査の義務付けは、

非常に評判が悪いです。2人の監査人が必要になります。

フランスでは共同監査を行っています¹²。だからこそBarnier氏にとって非常に重要なのですが。共同監査に対しては、監査法人だけでなく、企業からも大きな反対がありました。企業は、二度、報酬を支払わなければなりませんから、全面的に反対しています。

関根 確かに、共同監査はあまり有用ではないように思います。

Tweedie 正に同じことをBBCラジオで言いましたところ、ある中小規模の監査法人から手紙を受け取ったのですが、彼らはより多くの監査ができるので、とても良い考えだと言っていました。分担監査はとても興味深いですね。実際に分担監査は行われていますが、その場合、必ず主たる監査人がいます。例えば、誰かがフィリピンの子会社を担当する一方で、別のファームが主たる監査人を務めるといったような場合です。

木下 分担監査の場合でも、監査全体の20%など分担の割合を決めなければなりませんよね。

Tweedie 非常に混乱するでしょうね。とはいえ、現時点では、最悪のシナリオは強制的な再入札だと思います。強制的な再入札により、必ずしも監査法人が変えられてしまうということではありません。ただ、監査委員会は、監査法人を変える場合も変えない場合もきちんとした理由を示す必要があります。例えば、この監査人と何年付き合いがあるか聞かれたとき、もしそれが30年であればよくは見えませんか。

木下 監査人を変えない理由、そして、監査人を変える理由でさえも、すべての株主に納得させるのは

そう簡単ではないでしょうね。

Tweedie 私達は、再入札前に10年の指名を認めるのであれば、その間に監査人を解任する場合、監査人を解任するための臨時株主総会を開催してすべてが表に出るようにすべきであると提案しています。なぜなら、監査人が変更される場合、ほとんどの投資家は変更の理由を知らないからです。私達は監査人の解任が簡単にはできないようにすべきです。別の大きな問題として、監査人が、監査以外の仕事がどれだけ許されるかという問題があります。

木下 監査のみを行う事務所の提案もありましたね。

Tweedie 私はその提案（監査のみを行う事務所）はうまくいかないと思います。現在は、コンサルティングを行うことはできますが、監査クライアントに行くことは制限されていて、監査クライアント以外には行うことができるようになっていきます。本当の問題は税務です。というのは、「これを行った目的は何か」ということと「なぜこうしないのか」ということの境界線は微妙だからです。しかしながら、これは租税構造の構築とは異なるアドバイスです。これに関しては多くの議論が起こると思います。これらの議論は、2つの方向から発生しています。米国のPCAOB¹³と、欧州のBarnier氏です。また、英国の財務報告評議会（FRC）もそれを取り上げています。FRCのものはより穏当な提案です。PCAOBは監査事務所の強制ローテーションに前向きだと思います。Barnier氏も同様です。それも彼の場合は6年での強制ローテーションを提唱しています。しかし、6年は短すぎます。監査を理解した頃には変わらな

ければならなくなります。

山崎 理解できません。PCAOBは、なぜこれを検討しているのでしょうか。アメリカの人は実務的な人たちだと思っていましたが、これはあまり実務的ではないですね。

Tweedie 彼らは強制ローテーションの考えを実現させるのではないかと思います。強制的な再入札に向かうかもしれません。再入札には飛び付くでしょうね。

関根 私も、監査事務所の強制ローテーションは実務的でないと思います。職業的専門家としての懐疑心は非常に重要だと思いますし、実務において、一部職業的懐疑心が欠けている場合もあるかと思います。しかし、職業的懐疑心のために、監査事務所の強制ローテーションが有益とは思いません。おそらく、それ以外に方法がないのでしょうか。

Tweedie PCAOBのペーパーは中々興味深いです。レターからのあらゆる文章が引用されているのです。例えば、「私達は監査フレンドリーな事務所です。邪魔にならないようにします。難しいことを言わないようにします」といった内容のものがありますが、私達は監査をやるべき立場の人間です。「難しいことを言わないようにする」とはどういうことでしょうか。監査事務所にも、かなりばかげたことを書いてくる場所があるのですが、当然のことながら、クライアントとの関係が密接すぎると主張する人たちはこれに飛び付いています。

関根 監査については、日本でも、一部の企業が行った不正に関連して、重要な虚偽表示につながる不正にどのように対応すべきかを検討しています。現在、審議している最

中です。

Tweedie 話し合うべきです。他の誰もがこの問題を話し合っています。日本もそうすべきです。ヨーロッパがアメリカよりも踏み込んだ措置を採ることを願う人は誰もいません。というわけで、何らかの国際的な動きがあるでしょう。しかし、会計士は注意しなければなりません。私達はもちろん、監査事務所の強制ローテーションと共同監査に反対しています。私達は、再入札には一定の理解ができます。問題の1つは、一部の監査事務所がコンサルティングで多額の報酬を得ていて、入札を望まないことだと思います。監査事務所のすべての意見が合致するわけではないかもしれません。

IX おわりに

山崎 最後に、日本へのメッセージはありますか。

Tweedie Go Japan! 日本の皆さん、IFRSのアドプションを決めてください! アジアのリーダーとなって、アメリカの決定を待たずして、アメリカにプレッシャーを与えてください。日本がIFRSのアドプションを決断してくれることを願っています。私は、日本が重要な役割を果たせると考えています。そして、アメリカはそれを脅威に感じるでしょう。アメリカは、自分が決定するまで日本が決定しないと高をくくっているのですから。

〈注〉

1 IASBとFASBは、IFRSとUS GAAPとをコンバージェンスするためのMoUプロジェクトのうち、優先プロジェクトの完了期限の目標を

- 2011年6月に設定していた。
- 2 2008年10月、IASBはUS GAAPの規定と合わせるため、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」とIFRS第7号「金融商品：開示」を改正する「金融資産の保有目的区分の変更」を公表した。
 - 3 IAS第39号「金融商品：認識及び測定」は発生損失モデルを採用している。すなわち、金融資産の減損損失が認識される要件は、「当該資産の当初認識後に発生した1つ以上の事象（損失事象）の結果としての減損の客観的証拠」があることとされており、「将来の事象の結果として予想される損失は、いかに可能性が高くても認識されない」として、予想損失モデルを採用していない（IAS第39号59項参照）。
 - 4 2009年、G20は、広範な信用情報を織り込むことで貸付金の損失引当計上を強化するように、IASB・FASBに勧告した。両審議会は、金融危機中の発生損失モデルへの批判に対応して、予想損失モデルに基づくアプローチを開発中である。
 - 5 Sir Tweedieは、「IFRSはバランスシート・アプローチを採り、全面公正価値会計により、バランスシートで企業価値を示すことを目指している」という一部の意見を指している。なお、IASBの概念フレームワークでは、「一般目的財務報告書は、報告企業の価値を示すようには設計されていないが、現在及び潜在的な投資者、融資者及び他の債権者が報告企業の価値を見積もるのに役立つ情報を提供する」（第1章OB7項）、「資本の総額は、通常、偶然の一致を除き、企業の株式の時価総額又は純資産を個々に又は継続企業としての企業全体を処分することによって得られるであろう総額とは一致しない」（4.22項）とされており、一部の意見にあるようなバランスシートで企業価値を示すとの考えは当たらない。
 - 6 IASBの概念フレームワークでは、費用は「当該会計期間中の資産の流出若しくは減価又は負債の発生を形をとる経済的便益の減少」（4.25項(b)）と定義されている。すなわち、資産及び負債の定義を決めて、次に資産及び負債の変動に基づいて費用の定義を決めている。
 - 7 Sir TweedieがIASB議長であった当時のIASBボードメンバーは14名であった。
 - 8 2011年11月に欧州委員会が公表した「年次及び連結財務諸表の法定監査に関する指令2006/43/ECを改正する、欧州議会及び欧州閣僚理事会の指令案」及び「社会的影響度の高い事業体の法定監査に対する要求事項に関する、欧州議会及び欧州閣僚理事会の規則案」を公表し、監査報告書の改訂（財務諸表の重要な虚偽表示リスク等に関する記載）、大規模な監査事務所の非監査業務の提供の禁止、法定監査人及び監査事務所の選任（監査事務所の強制ローテーション、入札の義務付け等を含む）等を提案している。詳細は、甲斐幸子「欧州委員会 社会的影響度の高い事業体の法定監査に関する規則案について」（『会計・監査ジャーナル』No.680、2012年3月号）を参照。
 - 9 2010年12月にICASが公表した「保証の将来」は、財務諸表に関する「真実かつ公正な」意見の他に、継続企業の前提に関する明白な意見と年次報告書の前半部分に関する保証の提供を提案している。
 - 10 2012年4月に英国の財務報告評議会（FRC）は、コーポレート・ガバナンス・コードの改訂案を公表し、FTSE350社が少なくとも10年に一度は監査契約を公開入札に付すか、入札を行わない場合はその理由を株主に説明しなければならないことを提案している。
 - 11 欧州では、一般に、分担監査はグループ監査人が他の監査事務所に依頼して監査業務の一部を実施させる場合をいうとされる。
 - 12 フランスの商法は、連結財務諸表の作成及び公表が求められるすべての企業に、2名の法定監査人を指名することを求めている。
 - 13 2011年8月にPCAOBは、「監査人の独立性及び監査事務所のローテーションに関するコンセプト・リリース」を公表し、監査人の独立性、客観性及び職業的専門家としての懐疑心を強化するための方法（監査事務所の強制ローテーションを含む）についてコメントを募集した。詳細は、甲斐幸子「監査人の独立性及び監査事務所の強制ローテーションに関するコンセプト・リリース」（『会計・監査ジャーナル』No.676、2011年11月号）を参照。

教材コード	J 0 2 0 6 6 4
研修コード	2 1 0 3
履修単位	1 単位